

第 27 回（2026 年度）島根県障がい者スポーツ大会  
「ボッチャ」競技会 開催要項

1. 目 的  
この大会は、障がいのある人が、競技を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、県民の障がいへの理解を一層深め、障がい者の社会参加促進に寄与することを目的とする。
2. 主 催  
島根県 公益財団法人島根県障害者スポーツ協会
3. 共 催（予定）  
安来市
4. 主 管（予定）  
島根県ボッチャ協会
5. 後 援（予定）※順不同  
公益財団法人島根県スポーツ協会 社会福祉法人島根県社会福祉協議会 島根県身体障害者団体連合会 島根県手をつなぐ育成会 島根県知的障害者福祉協会 一般社団法人島根県精神保健福祉会連合会 島根県精神保健福祉士会 一般社団法人日本精神科看護協会島根県支部 島根県特別支援学校長会 安来市教育委員会 安来市スポーツ協会 社会福祉法人安来市社会福祉協議会 安来市身体障害者福祉協会 安来市手をつなぐ育成会
6. 協 力（予定）※順不同  
島根県パラスポーツ指導者協議会 島根県聴覚障害者情報センター ボランティアの皆様
7. 期 日  
2026 年 5 月 30 日（土）  
受 付 9：00～9：20 開会式 9：25～ 競技開始 10：00～
8. 申し込み期限  
2026 年 5 月 12 日（火）
9. 会 場  
安来市民体育館（安来市安来町 1337-1 TEL：0854-23-1923）
10. その他
  - ・上記に定める項目の他は「島根県障がい者スポーツ大会全競技共通開催要項」を適用する。
  - ・競技の実施にあたっては、「第 27 回（2026 年度）島根県障がい者スポーツ大会『ボッチャ』競技会 実施要項」を適用する。
  - ・第 25 回全国障害者スポーツ大会（青の煌めきあおもり障スポ）に参加を希望する者は、「第 25 回全国障害者スポーツ大会（青の煌めきあおもり障スポ）個人競技選手募集要項」を参照の上、必要な手続きを行うこと。

---

本件に関する送付先・問い合わせ先

公益財団法人島根県障害者スポーツ協会  
〒690-0011 松江市東津田町 1741 番地 3 いきいきプラザ島根 5 階  
TEL：0852-20-7770 FAX：0852-32-5982 メール：info\_office@spokyo.org

第 27 回（2026 年度）島根県障がい者スポーツ大会  
「ボッチャ」競技会 実施要項

1. 競技規則

開催年度の公益財団法人日本パラスポーツ協会制定「全国障害者スポーツ大会競技規則」及び日本ボッチャ協会競技規則並びに本大会の申し合わせ事項を適用する。

2. 参加区分

- (1) 全国障害者スポーツ大会出場希望者（以下、「全スポ参加希望者」という。）で、「ボッチャ競技障がい区分表」に該当する身体障がい者
- (2) 以外の、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（以下、「一般大会参加者」という。）

- ・参加申込時に「立位の部」と「座位の部」のいずれかを選択すること。
- ・「立位」「座位」は競技時の状態を指し、平時の状態は問わない。

3. 参加申込に関する留意点

(1) 全スポ参加希望者

- ・第 25 回全国障害者スポーツ大会（青の煌めきあおもり障スポ）へは、立位 1 名、座位 1 名のペア 1 チームで派遣を行う。（6 ページ参照）
- ・本競技会の参加に際し、主催者にて上記「参加区分」の（1）に該当するかについて、参加申込書類（81 ページ参照）による事前の書面審査と、競技会当日の競技観察を実施する。
  - \*書面審査の結果、「参加区分」の（1）に該当しない場合は、オープン（勝ち上がりなし）での参加とする。
  - \*競技観察の結果、「参加区分」の（1）に該当しない場合は、競技会における成績は認めるが、派遣選手選考の対象としない。
- ・上記の審査の結果について主催者への抗議は認めない。
- ・参加申込書類の記載事項について、主催者より確認を行うことがある。

(2) 一般大会参加者

- ・チーム戦とし、1 チームの編成はプレーヤー 1 名以上 3 名以内とする。
- ・1 団体 2 チームまで参加できる。なお、参加チーム数の上限は 27 チームとし、上限を超える申込があった場合は、抽選により参加チームを決定する。
- ・特別な事情のある選手には、介助者をつけることができる。ただし、申込時にその旨申し出ること。なお、この介助者は、競技中に助言等をしてはならない。

4. 服 装

- (1) 運動に適した服装とする。
- (2) ゼッケンは主催者側が交付するものを使用し、競技用服装の背部につける。

5. 招 集

- (1) 招集は競技場内で行い、競技役員が放送で招集するのでその指示に従うこと。
- (2) 招集開始時間 … 試合開始の 20 分前、招集完了時間 … 試合開始の 10 分前

6. 入退場

競技場への入退場は、競技役員の指示により行う。

7. 練 習

受け付けを済ませた後、主催者が指定したアップコート内での練習を許可する。

8. 競技方法

【全スポ参加希望者】

- (1) 「ボッチャ競技障がい区分表」に基づき、「立位の部」と「座位の部」に分け、1 対 1 の個人戦を行う。

- (2) 「立位の部」「座位の部」それぞれについてトーナメント方式により順位を決定する。なお、組み合わせにおいて障がい種別、男女、年齢の別は問わない。  
また、参加選手数によっては競技方法を変更する場合がある。
- (3) コートは図1のとおりとし、スローイングボックスは赤3番と青4番を使用する。

#### 【一般大会参加者】

- (1) 「立位の部」と「座位の部」それぞれトーナメント方式により順位を決定する。  
なお、参加選手数によっては競技方法を変更する場合がある。
- (2) コートは図1のとおりとし、スローイングボックスは赤1～3番と青4～6番をそれぞれひとつのボックスとして使用する。

### 9. 用 具

- (1) ボールは、赤色ボール6個、青色ボール6個、白色の目標球（以下、「ジャックボール」という。）1個で構成される。
- (2) ボールの表面は革製（人工皮革を含む）で大きさの基準は重量  $275 \pm 12$  g、周長  $270 \pm 8$  mmとする。
- (3) ボールは、主催者が用意する。なお、個人所有のボールを使用しても良いが、(2)の基準に適合しないと審判が判断した場合は、主催者が用意するボールを使用しなければならない。
- (4) 投球補助具（以下、「ランプ」という。）は、個人所有のものを使用しても良い。ただし、付属品、延長部、基本部分を含めた最大最長の状態にして横に倒したときに、スローイングボックスに収まる寸法でなければならない。  
また、ランプには、加速や減速を行う機器、狙いを定める機器、投球に機械的な補助を設ける機器を取り付けてならない。
- (5) ボールを投球する際に、ランプの先は、接地しているかどうかに関わらず、スローイングラインより前には出てはならない。
- (6) 試合中、いかなる局面においてもランプをスイングする必要はない。

### 10. スポーツアシスタント・ランプオペレーター

車いす使用者のうち、移動したり、方向を変えたりすることが機能的に困難な者にはスポーツアシスタントを、ランプ使用者にはランプオペレーターをいずれか1名つけることができる。（スポーツアシスタントとランプオペレーター両方をつけることはできない。）

### 11. 競技の流れ

- (1) 先攻・後攻をコイントスマたはじゃんけんで決める。
- (2) 選手は審判の誘導に従い、投球位置に入る。  
なお、コート内には選手、スポーツアシスタントまたはランプオペレーターのみが入ることができる。
- (3) 先攻（赤ボールを投球する選手またはチーム）がジャックボールを投げ、続けて第1球を投げる。なお、投球したジャックボールがコートを区切るラインに触れるまたは越えたり、ジャックボール無効ゾーンに留まった場合、ジャックボールの投球権は相手選手またはチームに移る。
- (4) 後攻（青ボールを投球する選手）が第1球をコート内に投げる。
- (5) 以降はジャックボールにより遠い位置に配置されたボールを投球した選手又はチームが投球する。これは、投球すべき手持ちのボールがすべて投げ終わるまで続けられる。
- (6) 投球したボールが外に出た場合は、アウトボール（エンドが終了するまで除外）となる。
- (7) ジャックボールがコート外に出た場合はクロスに戻される。
- (8) 両選手またはチームのすべての手持ちボールを投球し終わったら得点を数え、1エンドが終了となる。

(9) 1 エンドの得点の付け方

- ① ジャックボールに一番近いボールを投球した選手またはチームが勝者となり、得点を得る権利を有する。
- ② ジャックボールに最も近い敗者選手またはチームのボールを基準とし、そのボールとジャックボールの間にある勝者選手またはチームのボールがすべて得点となる。
- ③ ジャックボールに一番近いボールが、両選手またはチームとも同じ位置に配置されている場合、そのボールはすべて得点対象とし、両選手又はチームともに得点を得る。

(10) 2 エンド目は、ジャックボールを後攻側に渡し、同じ手順で競技を行う。

(11) 試合は、全スポ参加希望者は2 エンド、一般大会参加者は4 エンド行い、その合計得点により勝敗を決定する。

得点合計が同点の場合はタイブレイクを行う。コイントスまたはじゃんけんにより先攻後攻を決め、ジャックボールをクロスに置いて1 球ずつ投げ、ジャックボールにより近い方を勝ちとする。(ファイナルショット制度)

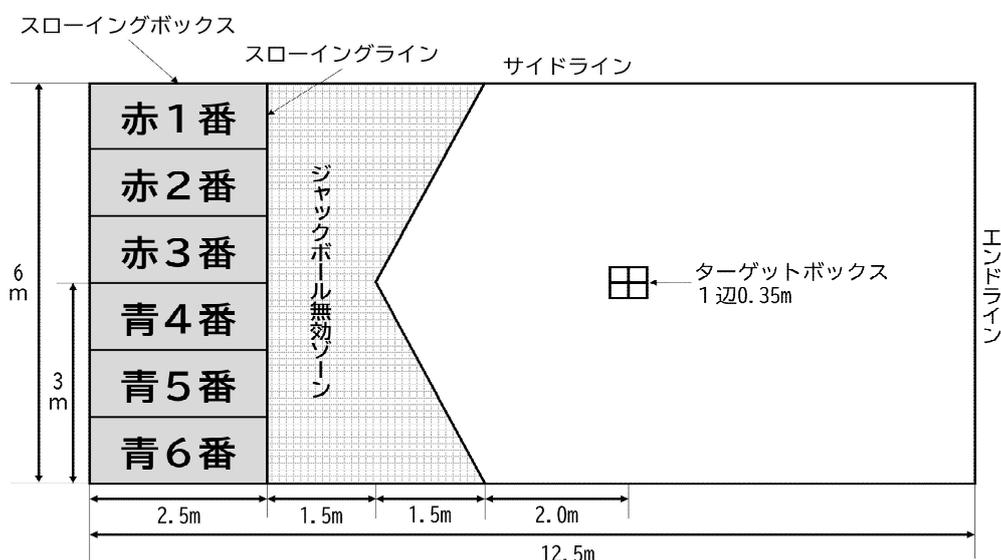
12. ペナルティ

- ① 以下の行為については、投球したボールは無効となり、リトラクション（ボール除去）となる。ただし、審判または副審は、対象となる行為に気が付いた場合は出来る限り指導を行い、ペナルティの回避に努める。
  - ・ラインを踏んだり、ボックスの外に足や補装具が接触した状態で投球したとき。
  - ・審判の指示がある前に投球したとき。
  - ・スポーツアシスタントまたはランプオペレーターが、選手の意思を離れて競技に介入する所作を審判が認めたとき。
  - ・ランプオペレーターが試合中にコートを見る所作を審判が認めたとき。
- ② 故意の反則や相手チームに対する妨害など、スポーツマンシップに欠ける行為を審判が認めたときは、主審は該当のチームに対し、得点数に関わらず負けを宣告することができる。

13. 競技時間

- (1) 全スポ参加希望者については、ジャックボールを含めた各選手の投球時間の合計は、1 エンドあたりそれぞれ5 分ずつとする。
- (2) 一般大会参加者については、1 エンドあたりの投球時間は定めないが、第2 エンド終了の時点で試合時間が20 分を超える場合、第3~4 エンドを行わず、第2 エンド終了時の得点によって勝敗を決定する。
- (3) タイブレイクでは、各選手またはチームの投球時間はそれぞれ1 分とする。

《図1》



# ボッチャ競技 障がい区分表

◎男女混合・年齢区分なし

			区分番号	障がい区分	競技スタイル	
					立位	座位
肢体不自由	I	切断・機能障がい	1	多肢切断・両下肢完全 両上肢不完全および両下肢不完全	◎	
	II	脳原性麻痺以外で車いす常用、使用	2	第6頸髄まで残存		◎
			3	第7頸髄まで残存		◎
			4	第8頸髄まで残存		◎
			5	多肢切断		◎
	III	脳原性麻痺（脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）	6	四肢麻痺で車いす常用または使用		◎
			7	けって移動		◎
			8	片上下肢で車いす常用、または使用		◎
			9	その他走不能	◎	
	IV		10	電動車いす常用		◎

※座位で競技する選手（区分2～8及び10）で、移動したり、方向を変えたりすることが機能的に困難な者にスポーツアシスタントを、ランプ使用者にはランプオペレーターをいずれか1名つけることができる。

※競技スタイルは、コート内で実際に投球する際の状態を指す。

※座位とは、車いす及び椅子に座った状態を指す。また、立位で競技する選手については安全上の配慮から、投球時以外はボックス内に椅子を準備し、座位にて待機してもよい。

※脳原性麻痺で、四肢に可動域制限や協調運動障がいがある者で上肢による車いす使用者はすべて四肢麻痺（区分6）として区分判定する。

※区分10は、四肢もしくは三肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者を対象とする。

※表中の「障がい区分」欄については、54ページ～の「障がい区分の解説」を参照すること。